

地水火風 70

牧野恒一

住宅火災による死者の激増 と火災警報器の義務づけ

最近、住宅火災による死者が激増している。今年に入ってから1月18日までの死者数の累計は、昨年同時期の1.5倍にもなり、1月25日づけで消防庁長官から全国の消防機関に対し、異例の緊急通達が出されたほどだ。

さらに、消防庁から3月14日に発表された「平成17年における火災の概要」を見ると、昨年の住宅火災による死者（放火自殺者を除く。以下同じ。）は1223人で、前年に比べて185人（17.8%）も増加し、過去最高となっている。

住宅火災による死者が増えても、雑居ビルや旅館・ホテルの火災などで一度に10人以上の死者が出るのに比べると、マスコミの扱いも小さく、一般の関心もあまり引かない。「幼い兄弟が3人焼死。母親は半狂乱。」などという記事が出て、「可哀想に…」と思うだけで、すぐに忘れてしまう人が大半だ。

折しも、6月から全国民（読者の皆さん、あなたも、です!!）に住宅用火災警報器の設置が義務づけられることが決まっている。今回は、住宅火災による死者の激増と住宅用火災警報器の義務づけについて考えてみたい。

昨年の住宅火災の状況

まずは、「平成17年における火災の概要」で、住宅火災による死者の状況を見てみよう。

特筆すべきは、前述のように、死者数が1223人と過去最高となったことだ。第二位が平成15年の1041人、第三位が同16年の1033人で、それ以外に死者が1000人を超えたのは昭和61年（1015人）だけだから、昨年の激増ぶりがおわかりいただけるだろう。

昨年12月以来続く異例の寒さと太平洋側の異常乾燥の影響がかなりあり、それが今年に入って住宅火災による死者が急増していることの一つの理由でもあると思うが、その分を割り引いても、なお最近の住宅火災による死者数の増加ぶりは注目すべきレベルにあると思う。

というのは、住宅火災の件数自体はあまり増えていない（0.4%増）からだ。火災件数があまり増えないのに死者数が激増したため、火災100件当たりの死者数も7.2人と急増してしまった。平成15年と16年の6.2人が第二位で、平成14年以前はずっと

5人台だったこと、潜在危険性がより高いと考えられる旅館・ホテルが2・1人、社会福祉施設が1・9人、病院では1・1人であることを考えると、この7・2人という値がいかに深刻かおわかりいただけると思う。

高齢化の影響

住宅火災による死者のうち693人(56・7%)は65歳以上の高齢者だ。高齢者は前年と比較した死者の増加分185人のうち103人(55・6%)を占めている。死に至った理由の多くが「逃げ遅れ」の771人(53・8%)で、前年に比べて126人(19・5%)の増となっていることを見ても、住宅火災による死者の急増の一端が日本の高齢化の進展に起因することは明らかだろう。

高齢者が火災に遭った場合に死亡する確率は、壮年層の10~20倍以上にもなる。このため、高齢化が進展すれば火災による死者が急増する可能性が高いということは、20年近く前から予想されていた。そうならないように、消防庁長官が「住宅防火対策推進に係る基本方針」を定め、「10年後に予想される住宅火災による死者数を半減させること」を目標に、住宅用火災警報器の普及、寝具や衣類の防災(難燃)化の推進、調理器具や暖房器具などを火災になりにくいものに交換していくことなどに取り組み始めたのは平成3年のことだ。市町村によっては、消防職員や消防団員が高齢者世帯を訪問して「住宅防火診断」を行って防火指導をしたり、住宅用火災警報器を高齢者世帯に無料で配布したりもした。建設省(当時)、火災保険業界、マスコミなどとも協力しながら、消防の最重点課題の一つとして「国民運動的に」取り組んできたのだ。だが、国民の理解や協力はほとんど得られなかった。運動の成果か、住宅火災による死者数が多少減少した時期(平成6年~平成10年)もあるが、平成10年以降は明らかな上昇傾向を示すようになり、平成14年以降は急速に増加するようになってしまった。

住宅用火災警報器 の義務づけ

このため、平成16年6月に消防法が改正され、今年の6月から日本中の全ての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務づけられることになった。まず新築住宅が対象になるが、いずれ既存の住宅も対象になる。既存の住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられる時期については、市町村の条例で決めることになっている。既に条例を制定したところを見ると、3~5年が多いようだ。

日本の住宅の火災による死者の発生率(火災100件当たりの死者数)が異常に高いこと、社会福祉施設、病院、旅館・ホテルなど潜在的火災危険の高い用途に比べても数倍高いこと、これらの施設の火災による死者発生率は昭和40年代の半ば頃は住宅より遙かに

高かったが、その後の防火法令の強化により激減したこと、一方、防火規制のなかった住宅についてはほとんど改善が進まず、昭和 50 年代の初めに逆転してしまったこと、火災による死者数の減少に即効的に効果があるのは火災警報器具や設備であること、既にアメリカ、カナダ、イギリス等では個人の住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務づけられるようになっており、設置率が上がるのに反比例するように住宅火災による死者が急激に減少し半数以下にもなっていること、…などについては、本紙平成 16 年 2 月 25 日付け拙稿「住宅火災と火災警報機の義務づけ」(<http://www.secu354.co.jp/joren/joren1.htm>) で詳しく解説した。

住宅用火災警報器 を設置する場合に

6 月から義務づけられる住宅用火災警報器は煙感知器タイプのものだ。

設置場所は、住宅火災における死者の発生状況を分析して定められている。主に寝室や階段の上部などが対象となっており、台所は国で定めた設置個所には入っていない。台所で発生した火災では（負傷者は多いが）死者が少ないためだが、台所が設置対象になっていないのは違和感があるため、市町村が条例で独自に台所も設置対象とする場合が多いようだ。

標準的な住宅なら、一戸当たり数個の警報器を設置することになる。費用は、2 年前には 1 個 7 千円以上していたが、消防法の改正以後コストダウンが進み、最近では 3 千円台のものも出てきている。

アメリカなどでは 5 ドル程度のものも売られている。筆者もお土産に買ってきてしばらく台所につけていた。アルコールを使った料理をすると、火災でないのに発報してうるさかったが、夜間に理由なく鳴り出して近所迷惑になることはなかった。

火災でないのに発報することを「非火災報」と言う。非火災報に対しては、欧米諸国の人たちは寛容だ。警報音も日本より大きいので、火災でないのに、夜間、けたたましい警報音が鳴り響くこともある。それでも、「安全のためにはやむを得ない」と考える人が多いようだ。

ところが、日本人は非火災報に対して非寛容だ。夜間に何度か非火災報があると、警報器はずしたりスイッチを切ってしまったりする。アメリカで暮らした日本人には、そんな経験を持つ人も少なくない。「安全より日常生活の利便性が先だ。そもそも自分が火災に遭うわけがない。」と考えているのだろう。

そのため、日本では技術基準上、厳しい非火災報対策が要求されており、警報音も小さめになっている。今度義務づけられた住宅用火災警報器がこの基準に適合しているかどうかは、法律上は、生産者や販売業者が自分で証明すればよい。一方で、「それでは信用できない」という人のために、日本消防検定協会という公的機関で、住宅用火災警報器が基準

に適合しているかどうか鑑定している

日本製のものほとんど鑑定を受けているが、輸入品の中には必ずしも鑑定を受けていないものもある。鑑定を受けていなければ、日本の基準に適合しているかどうかは、メーカーの言い分を信じるしかない。外国製の安いものの中には放射性物質を使ったものも多いと言われており、条件次第で感度は鋭敏となるが、その分、非火災報の可能性も高くなる。

いろいろ考えると、買うならやはり鑑定マークがあるものを選ぶのが安心だ。日本人の感性にも合っていると思う。